

2012年8月10日

## 国土交通省からの建築基準法違反の指摘について

弊社はこの度、国土交通省及び特定行政庁から、弊社の準耐火建築物施工について、一般社団法人石膏ボード工業会取得の「間仕切り壁の45分準耐火構造の大臣認定（平成14.5.17国住指第2208号 QF045BP-9071）」に一部適合しない部分があるとの指摘を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆様にはご心配、ご迷惑をおかけすることとなり心よりお詫び申し上げます。

### 1. 指摘の内容

不適合と指摘された内容は以下の2点です。

- ①大臣認定において、下地組に胴縁の記載があるところ、胴縁を使用していなかった
- ②大臣認定において、せっこうボード用くぎ長さ38.1mm（GN40）以上またはせっこうボード用スクリューねじ長さ40mm以上で留め付けることと規定されているが、長さ28mmのビスを使用していた

上記は、平成24年6月5日に「木造準耐火建築物における国土交通大臣認定等の不適合と対応について」で国土交通省より他社が指摘された項目の一部と同様です。

### 2. 指摘の対象

この度の指摘対象となっている建物は弊社がこれまでに建築した3,524件の準耐火建築物で、準防火地域内の3階建て及び防火地域内の2階建て以下でかつ延べ面積100㎡以下の建物などが該当します。

### 3. 不適合発生の経緯

弊社は下記の理由から、現施工法を採用しております。

- ①については、大臣認定の胴縁の規定は胴縁を施工する場合の規定であると理解していたこと
- ②については、当社は過去の防耐火性能にかかる大臣認定の取り扱いから長さ28mmのビスはせっこうボード用くぎ（GN40）と同等であると認識していたこと

### 4. 建物の安全性

弊社では6月の他社に関する公表を受けて、改めて現施工法にて大臣認定の取得の前提となる指定性能評価機関の試験を受け、必要とされる性能を満たしており、安全であることを再確認しております。

### 5. 今後の対応

現施工法にて新たな大臣認定を取得すべく申請手続きを行う所存です。

今回不適合と指摘された建物にお住まいのお客様に対しては、弊社より個別にご説明させていただくとともに、特定行政庁の指導の下、適切な対応を行ってまいります。

弊社はこのたびの指摘を真摯に受け止め、今後も安心・安全な家づくりに努めてまいります。

以上

<報道関係各位からのお問い合わせ>  
住友林業株式会社 コーポレート・コミュニケーション室 飯塚  
東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館  
TEL：03-3214-2270  
<お客様からのお問い合わせ>  
本件に関するお客様窓口 TEL：0120-370-222